○益田市先端開発実証支援事業補助金交付要綱

令和３年７月１４日

益田市告示第２７０号

（趣旨）

第１条　この要綱は、先端技術を活用した持続可能なまちづくりの推進を目的として、益田市先端開発実証支援事業の実施に関する要綱（令和３年益田市告示第２６９号。以下「実施要綱」という。）に定めるところにより本市の区域内において実証実験を実施する事業者に対し予算の範囲内で交付する益田市先端開発実証支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、益田市補助金交付規則（平成９年益田市規則第９号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、実施要綱第６条第３項の規定による支援の決定（以下「支援決定」という。）を受けた者であって、補助金の交付を受けようとする年度内に当該決定に定められた支援対象期間が含まれているものとする。

（補助対象経費及び補助率）

第３条　補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、支援決定を受けた事業の実施に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

(1)　謝金（専門家、講師等に対するもの。ただし、補助対象者が複数の事業者で構成される場合の当該構成員に対する謝金については、対象外とする。）

(2)　旅費

(3)　施設、設備等の使用料及び賃借料

(4)　実証実験の実施に係る工事請負費、委託料

(5)　その他市長が認めるもの

２　補助金の額は、補助対象経費の合計額に２分の１を乗じて得た額の範囲内とし、９０万円を上限とする。

（交付申請）

第４条　補助金の交付を申請しようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期間内に、規則第４条第１項に定めるところにより、補助金の交付申請を行わなければならない。

２　申請者は、前項の申請に際し、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、当該申請の時点において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（実績報告）

第５条　補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該完了の日から起算して３０日を経過する日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、規則第１１条に定めるところにより、市長に実績報告を行わなければならない。

２　前条第２項ただし書の規定により消費税等仕入控除税額を減額せずに補助金の交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告に当たり、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定している場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定）

第６条　補助事業者は、前条第１項の実績報告の時点において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定していない場合において、補助金の額の確定後に当該消費税等仕入控除税額が確定したときは、速やかに益田市先端開発実証支援事業補助金消費税等仕入控除税額報告書（別記様式）により市長に報告しなければならない。

２　市長は、前項の補助金に係る消費税等仕入控除税額の報告があった場合において、既に交付した補助金の額が当該消費税等仕入控除税額の報告に基づく本来交付すべきであった補助金の額を上回る場合は、当該上回る額に相当する額について、規則第１７条に定めるところにより、補助金の返還を命ずるものとする。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和３年７月１４日から施行する。

（失効期日）

２　この告示は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定された補助金については、第６条の規定は、同日後もなおその効力を有するものとする。

附　則（令和６年３月２１日告示第７７号）

この告示は、令和６年４月１日から施行する。ただし、附則第２項の改正規定は、令和６年３月２１日から施行する。

別記様式（第６条関係）

